

基準病床数（案）について

1 二次医療圏における療養病床及び一般病床

医療圏	現行計画 基準病床数 (A)	基準病床数 (案) (B)	現行計画 基準病床数 との差 (B)－(A)	既存病床数 (H29. 9. 30) (C)	既存病床数 との差 (C)－(B)
大館・鹿角	901	1,071	170	1,493	422
北 秋 田	254	257	3	272	15
能代・山本	807	825	18	1,139	314
秋田周辺	3,364	3,845	481	4,194	349
由利本荘・にかほ	881	1,117	236	1,225	108
大仙・仙北	1,035	1,107	72	1,007	△ 100
横 手	1,024	1,108	84	961	△ 147
湯沢・雄勝	525	505	△ 20	583	78
県合計	8,791	9,835	1,044	10,874	1,039

< 現行の基準病床数との差 >

○療養病床の算定分 1,106床→2,986床(1,880床増)

増床の主な要因は、地域医療構想や介護保険事業計画との整合を図る観点から算定式の見直しが行われ、算定式に全国平均の【療養病床入院受療率】が採用された結果、計算上の入院患者数が約1,700人増加したことによる。なお、入院受療率については、国の指針に基づき、地域医療構想の慢性期病床数を勘案するため、所要の補正を行っている。

○一般病床の算定分 7,625床→6,849床(776床減)

減床の主な要因は、算定式において、国が定める【平均在院日数】が1.7日減少したことが影響し、計算上の入院患者数が約660人減少したことによる。

※上記のほか、県外への流出超過加算の取扱い変更により60床減となっている。

2 県全域における精神病床、結核病床、感染症病床

病床種別	現行計画 基準病床数 (A)	基準病床数 (案) (B)	現行計画 基準病床数 との差 (B)－(A)	既存病床数 (H29年9月末) (C)	既存病床数 との差 (C)－(B)
精神病床	3,839	3,147	△ 692	3,995	848
結核病床	38	36	△ 2	44	8
感染症病床	36	36	0	32	△ 4

< 精神病床の減床の要因 >

○ 障害者福祉計画（H30～32年度）との整合を図る観点から算定式の見直しが行われ、H32年度末の推計入院患者数や一定の地域移行を考慮して病床数を算定することになったため。

基準病床数の算定方法について

- 基準病床数の算定方法は、医療法施行規則及び医療計画作成指針に規定されており、基本的に全国共通の算定式により算定されるもの。
- 「既存病床数」が「基準病床数」を超える地域(病床過剰地域)では、病院の開設・増床や診療所の病床の設置等を許可しないこととされている。

一般病床

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢} \\ \text{階級別人口} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{一般病床退院率} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{平均在院日数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{病床利用率} \end{array} \right)}$$

療養病床

$$\frac{\left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢} \\ \text{階級別人口} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{性別・年齢階級別} \\ \text{療養病床入院受療率} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{在宅医療等対} \\ \text{応可能数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{流入} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{流出} \\ \text{入院患者数} \end{array} \right)}{\left(\begin{array}{c} \text{病床利用率} \end{array} \right)}$$

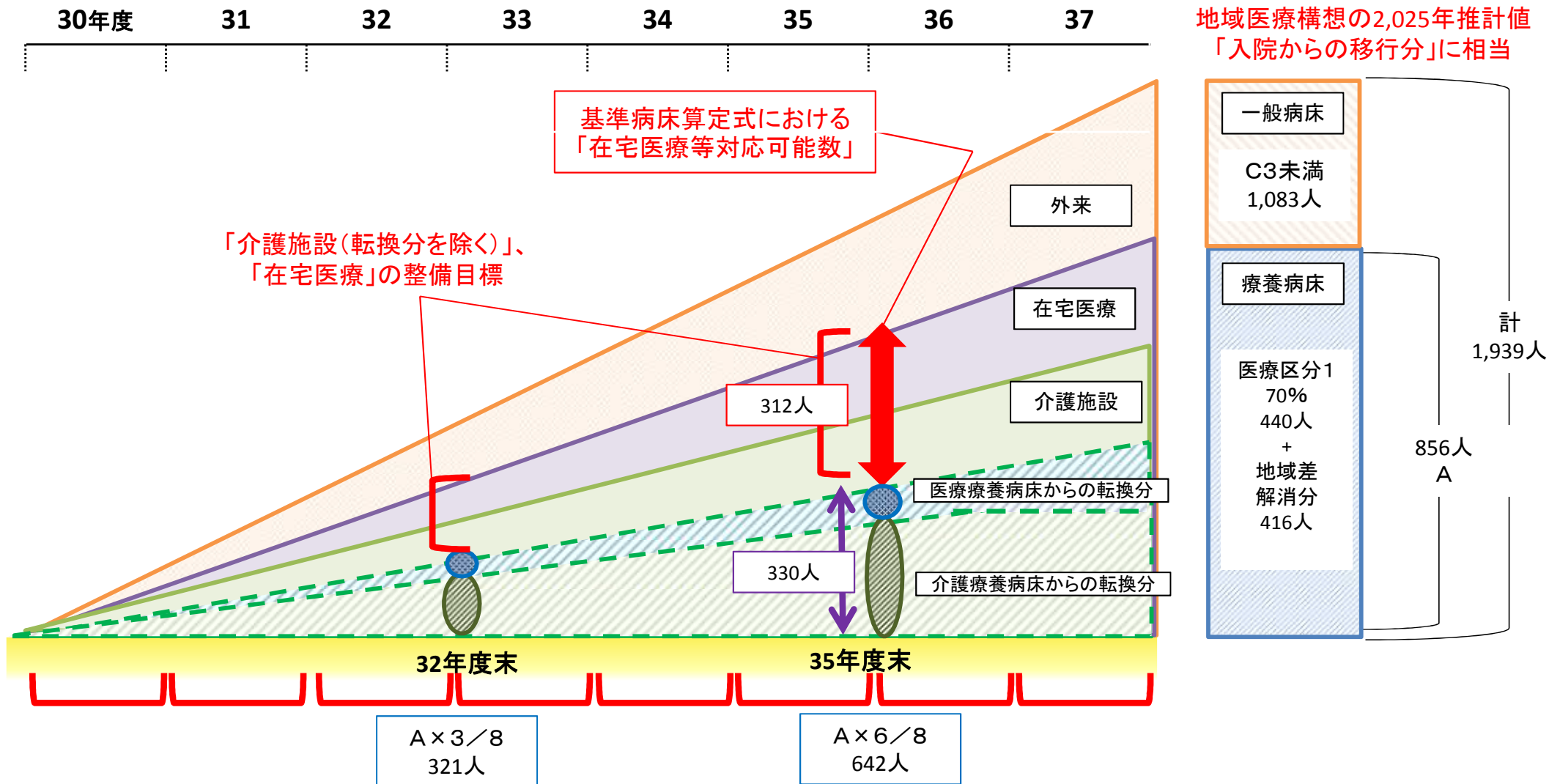
【変更前】当該区域の性別及び年齢調整階級別入院・入所需要率

【変更前】介護施設(特養・老健)の総数

<前回までの変更点>

- ・一般病床については、算定式の変更はなく、係数(一般病床退院率、病床利用率)が更新。
- ・療養病床については、地域医療構想や介護保険事業計画との整合を図る観点から、算定式そのものの見直しが行われた(上記算定式の赤線枠部分)。

【参考】基準病床数(療養病床)の「在宅医療等対応可能数」について



転換する見込み量の把握

	平成32年度末	平成35年度末
医療療養病床から転換する量	調査により把握した数を下限	調査により把握した数を下限
介護療養病床から転換する量	調査により把握した数を下限	介護療養病床の全数

精神病床に係る基準病床の算定

【参考】基準病床の算定式

$$\frac{\text{平成32年度末の入院需要} + \text{流入入院患者数} - \text{流出入院患者数}}{\text{精神病床利用率}}$$

$$= \frac{\left(\begin{array}{c} \text{急性期の} \\ \text{入院患者} \\ \text{数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{回復期の} \\ \text{入院患者} \\ \text{数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{慢性期の} \\ \text{入院患者} \\ \text{数(認知症} \\ \text{でない者)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{慢性期の} \\ \text{入院患者} \\ \text{数(認知症} \\ \text{である者)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{流入入院} \\ \text{患者数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{流出入院} \\ \text{患者数} \end{array} \right)}{\text{精神病床利用率}}$$

<前回までの変更点>

- ・急性期、回復期、慢性期に分けて、入院需要を算定する方法に見直された。
- ・算定に用いる人口は、直近の人口から平成32年の推計人口に変更された。

○算定基礎となる入院需要(患者数)については、精神疾患医療連携体制等検討会で協議済み。

結核病床・感染症病床について

○結核病床の算定

道府県の区域ごとに結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の提供を図るために必要なものとして都道府県知事が定める数

A		B		C		D		
1日当たりの当該都道府県の区域内における法第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者数	×	法第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する平均日数	×	次に掲げる当該区域における法第12条第1項の規定による医師の届出のあった年間新規患者（確定例）発生数の区分に応じ、それぞれに定める数値	×	1（粟粒結核、結核性髄膜炎等の重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入その他当該都道府県の区域の実情に照らして1を超え1.5以下の範囲内で都道府県知事が特に定めた場合にあつては、当該数値）	+	当該都道府県の区域内における慢性排菌患者（2年以上登録されており、かつ、1年以内に受けた検査の結果、菌陽性であった肺結核患者に限る。）のうち入院している者の数

○感染症病床の算定

都道府県の区域ごとに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第38号第1項の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けている特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに同条第2項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数を合算した数を基準として都道府県知事が定める数